

記者発表資料

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集します。
－災害時における災害応急対策業務に関する協定他－

相武国道事務所では、地震・大雨・大雪などの災害の発生または発生の恐れがある場合に、迅速に応急対策を行うための協定及び、首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)の西方向における道路啓開を行うための協定について締結を希望する者を募集します。

この度、現在締結している協定期間が終了するため、引き続きもしくは新たにご協力頂ける企業と協定を締結し、災害の発生に備えていきたいと考えております。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目に加算評価されます。

【受付期間】： 令和元年6月12日(水)から令和元年7月11日(木)まで

※ 道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要です。

※関係資料を上記受付期間に、下記の相武国道事務所ホームページに掲載します。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ
神奈川県政記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 山梨県政記者クラブ
八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ 青梅・西多摩記者クラブ
相模原記者クラブ さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
TEL: 042-643-2001(代表)

もりさわ まさあき

まるやま なるひこ

副所長 森澤 雅昭 (内205) 管理第二課長 丸山 徳彦 (内441)

公募する協定の種類とスケジュール

1. 協定の種類

- ①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)
- ②「災害応急対策業務に関する協定」(電気・機械設備関連)
- ③「首都直下地震における東京都内道路啓開(西方向)に関する協定」

2. スケジュール

- 公募期間 : 令和元年6月12日(水)から令和元年7月11日(木)まで
- 協定締結者の通知 : 令和元年8月上旬頃予定

3. 公募手続き資料

下記の相武国道事務所ホームページアドレスからダウンロードができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

① 災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・・・・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・・・・・・緊急車両の通行確保を図るため障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ④応急復旧・・・・・・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥除雪作業・・・・・・・・車道及び歩道の除雪
- ⑦凍結防止剤散布作業・・・車道及び歩道の凍結防止
- ⑧防災訓練・・・・・・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する国道16、20号(BP含)のうち概ね5～10km

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「造園工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「造園工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。

【協定期間】

令和元年9月1日から令和4年8月31日まで(3ヶ年)

②災害応急対策業務に関する協定(電気・機械設備関連)

【業務内容】

- ①緊急点検・・・被災した設備の損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るため、被災した設備に係る危険箇所にバリケード等の設置 等
- ③応急復旧・・・被災した設備の機能回復に必要な応急復旧作業 等
- ④防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する電気・機械設備のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川、埼玉、山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。

【協定期間】

令和元年9月1日から令和4年8月31日まで(3ヶ年)

③「首都直下地震における東京都内道路啓開(西方向)に関する協定」

【業務内容】

- ①緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ②道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るため障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ③緊急復旧・・・道路啓開後に緊急輸送道路の機能を確保するための復旧 等
- ④災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑤防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ①東京国道事務所が管理する国道20号:
起点(3.00kp):千代田区霞が関二丁目(桜田門交差点)から
終点(19.60kp):世田谷区給田三丁目まで 計16.6km
- ②その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「造園工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「造園工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。

【協定期間】

令和元年9月1日から令和4年8月31日まで(3ヶ年)